

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁
定期監査の結果（令和7年3月24日6監総第1395号）に基づき、教育委員会から
措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表
する。

令和7年6月6日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	原中誠志

7 教財第 2 5 7 号
令和 7 年 5 月 1 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 介 殿
同	森 行 一 殿
同	原 中 誠 志 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 7 年 3 月 2 4 日 6 監総第 1 3 9 5 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、
別紙のとおり、通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 教育振興部	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて68,690,492円減少しているものの、依然として多額である。	地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、戸別訪問や電話による督促等の取組を行ってきており、収入未済額が減少してきていることから、引き続き以下の取組を行うこととした。 ・ 奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者に対しては、電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるよう督促を行う。 ・ 奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と2月を中心に、担当者だけではなく、担当者が所属する係全員で電話督促を行う。また、これまで日中の戸別訪問で面接が出来なかった滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方へ変更した戸別訪問を行う。 ・ 長期滞納者に対しては、債務承認書を送付し回収を行うとともに、返還の督促及び返還計画の提案を行う。 ・ 県外に居住している滞納者に対しては、職員による戸別訪問を実施する。 今後も、より効果的な取組を検討するなど、収入未済の解消に向け債権の回収に努めることとした。

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 教育総務部	書庫と専用ベース(いずれも5万円未満)について、書庫(合計額5万円以上)として一体で使用する目的であることから備品購入費で購入すべきところ、その他需用費で購入していた。	所属長は、所属職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、年度末及び年度当初における物品管理に関する事務処理について記載された総務事務厚生課発出の通知を再周知するとともに、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、会計事務チェックシートに上記通知の内容を盛り込み、一体として使用可能な物品で、且つ備品として購入する物品ではないかを確認する。 ・ その他需用費で物品を購入する際は、担当者は当該物品が備品購入費の対象でないことを確認の上、支出負担行為決議書(兼支出命令書)の余白に「17 節対象外」と記載し、押印する。 教育委員会は、監査の指摘を受け、全所属に対して今回の事例を通知文で発出し、今後同様の誤りがないよう周知するとともに、内部統制に係るリスク対応シートを活用し再発防止を図ることとした。